

現状の問題をみる その2「市民の森」

①愛護会組織の現状と課題

九鬼 博 相良逸朗 大沢栄蔵 本荘克行 小島亜夫

一——はじめに

地域施設の管理運営については、行政自体の管理機構だけでなく、地域による直接的な運営が本来の姿ではないであろうか。

地域の住民のための施設ということがその第一の目的であるためにはこの点がいえるはずである。しかし、これらの施設の大半が行政直轄の管理下にあるためとかく、地域とはなれた施設になりがち

な傾向が見受けられる。地域の施設は単に与えられたものを使うばかりではなく、設置する必要性を住

民と行政が協同して考え、その施設を地域住民が主体性をもって管理運営していくための力添え、あるいは動機付けをし

誘導していくことが行政側から必要であると考える。

市民の森は、地域施設として山林所有者の善意により設置され、管理は契約者を中心とする地域住民によりなされており、昭和四十六年度から設置されて現在に至っている。

まだ未解決な問題等があるが、住民管理による施設として良好な歩みをしてきている。

二——市民の森の概要

市民の森は急激な都市化が進展する中で、減少する一方の市内の緑地を保全し活用することをその目的とし、かつ、これら自然の資源を都市の中で有効にその機能を発揮させつつ、市民の憩いの場として利用するために、緑地保存特別対策事業の一環として緑政局発足と同時に進め

てきている。市民の森は、山林所有者の協力により一〇年間の使用契約を締結し、自然の景

観を保全しつつ散歩道や休憩所等、必要最少限度の施設を整備し、緑を核とした

①愛護会組織の現状と課題
②市民の森を管理して——上郷市民の森」の管理体験から

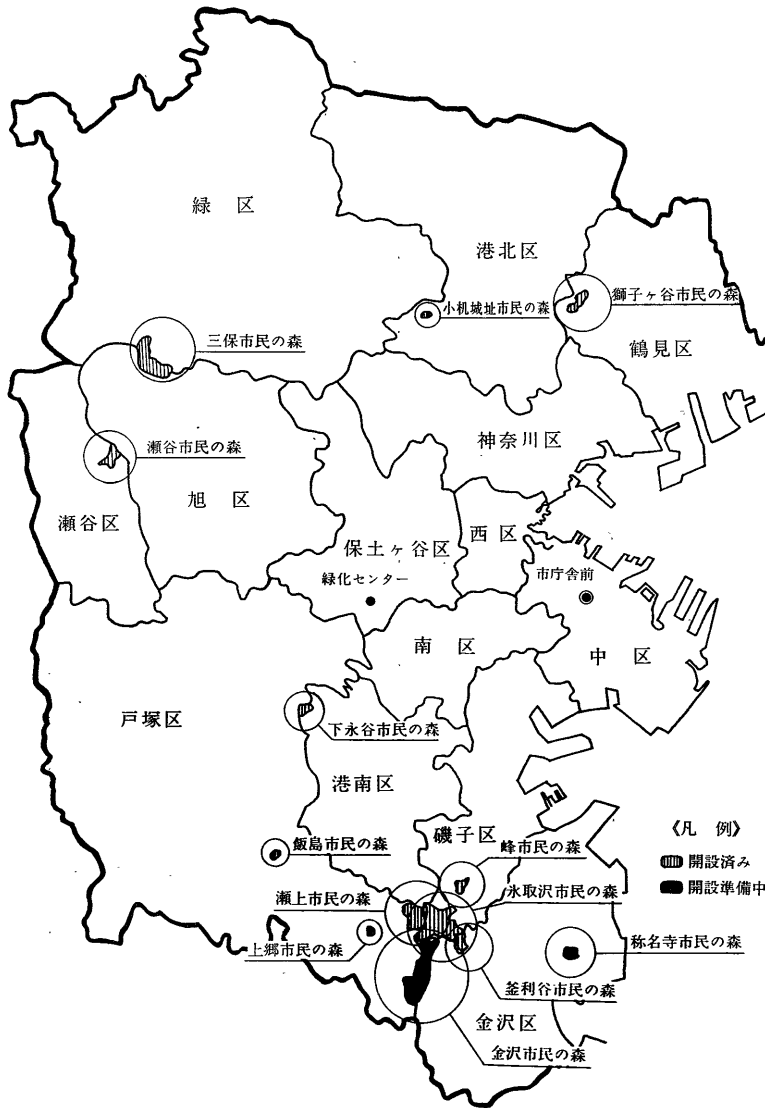
- 一——はじめに
- 二——市民の森の概要
- 三——住民参加による組織づくり
- 四——愛護会の構成と活動
- 五——愛護会の組織構成上の課題
- 六——利用者意識の現状と対策
- 七——おわりに

地域施設として自然教育や情操教育に活用でき、さらに住民の憩いの場として利用できるよう設置し、地元で愛護会という管理・運営団体を組織して施設内の清掃草刈り等維持・管理を一貫して住民参加方式により実施している。

管理団体と、山林使用契約を結んでいる土地所有者に対しては、管理費用及び緑を守る奨励金を支給している。市民の森は現在、開設準備中の三カ所を含めて一三カ所、二五三ヘクタールを設置してきている(図参照)。

三——住民参加による組織づくり

図 市民の森位置図



緑の地域施設を管理する市民の森愛護会は、指定後開園までの準備期間中に組織作りを始める。

この組織づくりにあたっては、契約者の代表者数名によって設立準備委員会を構成し、規約、会員の選出、活動内容等を地域の実態にあった形で行い、愛護会設立の原動力となっている。

愛護会設立準備委員会は整備計画について、管理者の立場から参画をし、整備内容の決定に大きな力となっている。

殆どどの市民の森は開園前から愛護会が活動を開始しており、開園式等も地元が主催で行われ、地域住民の主体性のもとに推進されてきている。このようにすべてが住民参加方式で行われている中

で、行政側の役割は、初期の話しかけ、推進中の助力、及び財政的な援助をする点にあり、住民が参加し主導する方式が目標達成のために、うまく始動し活動するようサポートしていくところにある。

今までに十カ所の市民の森愛護会が発足しているが、これらは、すべて機構、組織が異なり、各地域の特性を活かした

構成になっている(表参照)。

各愛護会の組織は地域の状況や市民の森の立地条件、規模等により異なっている。大規模な市民の森は利用者の集散範囲が広域に及び、市域全体や市外にも広がっているため、利用者のマナーが悪く無責任な使われ方がされがちであり、これらをすこしでも是正するためにも、利用者側からの参加を含めて愛護会を組織してきている。

しかしながら、利用者側からの活動はあまり機能していないため、施設が上手に使われておらず、また管理機構への参画が確立されていない点もあるため、愛護会活動に支障をきたしていること等があり組織の構成や運営について今後の課題となっている。

これに対し、小規模なところは利用圏が近隣であり、管理者と利用者が身近かなため利用面と管理運営面は地域におおむね融合しているようにみうけられる。

しかし利用者の組織は、愛護会の活動に活発に参画できるほどには確立されておらず、直接的な作業では、どうしても土地の提供者が中心となってしまいう点などは、今後の検討事項の一つといえる。

四 愛護会の構成と活動

では、愛護会の中にはどんな地域団体

表 市民の森実績

所在地	面積 (標高)	開設 年・月・日	愛護会設立 年・月・日	愛護会構成人員	管理上の特徴
飯島 市民の森	戸塚区 飯島町 (市) 5.5ha (20~50m)	S47.4.5	S47.3	地権者5名外 町内婦人団体、青少年指導員 青年会、P. T. A.、消防団	管理は森に隣接する農家が行っている。農家の背山を利用しているため、管理の目が行き届き、管理の形態は児童公園の地元管理と良く似ている。管理者は子供を育しみ、愛情をもった運営をしてきている。
上郷 市民の森	戸塚区 上郷町 (市) 4.6ha (20~90m)	S47.4.10	S47.3	地権者6名外 町内会、婦人会、青少年指導員	管理の主体は地権者を中心とした愛護会であるが、地域の青少年指導員がボーイスカウトを指導して地域活動として、愛護会を積極的にバックアップしている。
下永谷 市民の森	港南区 下永谷町 (市) 6.0ha (20~50m)	S47.4.15	S47.3	地権者9名外 自治会	管理主体は愛護会であるが、主として地権者のうちで、隣接している農家の努力でまかなわれている。そのほか、自治会が、管理の一部を手助けしている。
三保 市民の森	緑区 三保町 (調) 37.3ha (30~90m)	S47.11.4	S47.8.27	地権者23名外 4自治会、婦人会、老人クラブ、消防団	地元地権者が主体に管理をしているが、日常の簡易な事項は老人会が積極的に努力提供を行っている。防災には消防団が協力し、蚊の血清を地元病院に常備し咬害に備えている。
釜利谷 市民の森	金沢区 釜利谷町 (調) 13.0ha (20~110m)	S48.11.7	S48.9.12	地権者10名 町内会、老人クラブ、婦人部 子供会	主として、地元地権者である農家が作業を行っている。サポートとして、子供会、婦人会がある。
峰 市民の森	磯子区 峰町 (調) 8.0ha (50~70m)	S49.10.8	S49.8.24	地権者12名外 町内会、農業委員会	地元地権者が管理。賛助として地元農業団体がある。
獅子ヶ谷 市民の森	鶴見区 獅子ヶ谷町 (調) 12.5ha (10~40m)	S50.4.26	S50.2.3	地権者33名外 消防団、町内会、婦人部、生 産班	地権者のほか、町内会、消防団、農協婦人部生産班が管理を行っている。青少年の指導、防火対策もを行っている。地域と密着した管理体制を有している。
瀬谷 市民の森	瀬谷区 瀬谷町 (調) 10.2ha	S51.4.24	S50.11.28	地権者23名外 自治会、青少年団体、青少年指 導員、防犯協会、消防団、老人 クラブ、婦人団体、P. T. A	同上 愛護会長は農業委員長が行っている(地権者)。
水取沢 市民の森	磯子区 水取沢町 (調) 23.7ha (30~150m)	S52.4.12	S51.12.10	地権者32名外 町内会、婦人部、消防団	管理の主体は、地元地権者であるが、作業の殆んどは、農協婦人部が主として行っている。防災活動は消防団がこれに当たっている。愛護会長は町内会長であり、農業委員でもある。
小机城址 市民の森	港北区 小机町 (市) 4.8ha (10~40m)	S52.10.1	S52.8.20	地権者21名外 2町内会、婦人会、青年部、 子供会、消防団、連町会	管理は地元地権者の外、二つの町内会、婦人会、農協青年部、子供会、消防団が協力しており地域の森としての愛着とともに城山の保存をはかるために積極的に活動をしている。

1) 現在市民の森は、13地区253.3haで、開設は10地区125.6haである。2) 金沢市民の森(83.8ha)、瀬上市民の森(34.1ha)、称名寺市民の森(9.8ha)が現在整備中 3) 表の中の(市)は市街化区域、(調)は市街化調整区域に設置されていることをあらわす。

が含まれているか記してみよう。
組織の中心は市民の森への土地提供者であり、次に農業生産活動の主体である生産班、農業協同組合が欠かせない。また、生産班とともに、農協婦人部や青年部の参加がめざましい。これら農業関係の組織は地域協同体として非常によく訓練されており、地域に根ざした住民活動の母体として大きな役割を果していることは他に類をみない。地域住民の相互協力組織としての一つの典型的な良い模範事例である。

その他に利用者側の団体を含め、町内婦人団体、子供会、老人会、ボーイスカウト、消防団、青少年指導員、防犯協会、周辺学校長会等があげられる。また、賛助顧問として警察、消防、区役所、土木事務所、環境事業局事務所等の官庁関係が加入している。

愛護会の本来の活動は、運営方針により施設の管理を実施することで、目的は安全で快適な地域施設としての市民の森を維持管理することにある。このため、毎週一回から二回の施設の清掃と、広場散策道の周囲にわたる下草刈りや、施設の保守管理、利用者指導のためのパトロール等を実施してきている。

また、これらの実践にあたっては、すべてが愛護会の総会、役員会等で地域の

特性にあわせた組織の運営、管理の内容実施時期等細部にわたる事項を決定し、活動は愛護会が主体性をもち自主的に実施している。

市民の森の管理は現在、土地所有者が主力となった体制下にあるが、多くの利用者参画を促進させて、利用する立場からの管理業務への関係付ができるよう住民参加方式を用いているが、現実には管理面への思想は末端までいきわたらず、利用された後の始末は土地所有者のボランティアにより行われている結果となっていることが殆んどである。

時が流れ、推移していくなかで、今後は土地所有者の管理機構への参加が減少し、土地の提供だけの傾向が強くなることと考えられ、今日以上にもっと利用者側の協力体制の確立と組織化が必要とされるであろう。また、この点が進まない場合、市民の森の存続をすることが不可能に近くなるであろうと考えられる。将来に向っての管理を住民自体がどういふふうに考えて、どのように行動するのかわかるように大きな転機があると思われる。

この施設の存否は住民次第であり大変な課題である。地域の施設であり市民全体の施設であると位置づける以上、一部

五——愛護会の組織構成上の課題

市民の森の管理は現在、土地所有者が主力となった体制下にあるが、多くの利用者参画を促進させて、利用する立場からの管理業務への関係付ができるよう住民参加方式を用いているが、現実には管理面への思想は末端までいきわたらず、利用された後の始末は土地所有者のボランティアにより行われている結果となっていることが殆んどである。

の人たちの善意にばかり頼っていては解決できぬ点であり、このことから住民の意志の発露としての表現がほしい。

六——利用者意識の現状と対策

ここで、将来の住民自身による管理運営組織の確立に向けて、現在の利用者意識を確認しておく必要がある。

実際、「市民の森」の「市民」＝「自分」の意味であるかのごとく勝手に解釈して、何をしても許されると思っている不心得者が多い。散歩道や林内へのゴミの投棄、ベンチやトイレ等の施設類の破壊、樹木の皮をむいたり、枝を折ったりする損傷行為等々、数えあげたらきりがない。

具体例としてあげれば、「上郷」にツツジを一〇〇本くらい植えたことがあったが、たちまちのうちに全部引抜かれてしまった。「三保」などのように農地と隣接しているところでは、農地に入っただけで畑を荒らし、農作物を泥棒する。「釜利谷」では、ハイキングのつもりで弁当を持参してくるのはよいのだが、ゴミ捨て場が溢れてゴミが散らかったり、帰り道で投棄したりするため苦情の声があがっている。また同じ「釜利谷」で、去年子供がマムシをいたがずらしてかまれたことがあった。その子供は「シビレヘビにか

まれた」と言って、近所の農家にかけ込んで応急手当を受けたためことなきを得たのであるが、これが大事に至っていたら、何らかの形で管理責任を問われていたかも知れない。このようなことまで管理者の責任にされたのでは、気持ちよく土地を提供してくれている人が気の毒であり、市民の森の存続も危ぶまれる。

アメリカの自然公園などでは「園内で起きた事故は一切利用者の責任である」という趣旨の看板を立てているという。

このことは、利用者にとって自由に行動できる反面、必然的に、してよいこと悪いことの判断も個人に委ねられることになり、責任感を高揚する結果となる。今はレイ・リーダーの育成検討などとともに、利用者も一人ひとりが自己の責任をもって利用してもらいたいものだ。

マナー向上のためのPRは、行政側でも管理者側でもさまざまな方法で行っている。立看板、パンフレット等々だが、一つの例として、五十二年度に南部農政事務所で行ったことをあげておきたい。南部事務所管内には、下永谷、峰、水取沢、釜利谷の四公園があり、それぞれ近所に小学校があるため、五校の生徒に各校一〇〇枚のポスター書きを依頼した。結果は非常に協力的で、でき上った作品全点を最寄りの区役所に展示した後、その中の数点を市庁舎にも展示した。最終

的にはそれらの全作品をそれぞれの市民の森内に看板を立てて展示したが、父兄としても、子供の書いたポスターが展示されていることに興味を示し、公共同向上に非常に効果があった。

この方法は、市民の森と小学校が比較的近接しているという地域特性があったからこそ成功したのであり、他の地域については、それぞれの地域特性に応じた方法を検討していきたい。

一般に、マナーの点では小学生や子供が協力的であるのに対し、中年婦人のモラルの低さが目立つようである。子供は親の真似をするものであり、親が範を示さなくてもどうして子の教育ができれば。ゴミの投棄を例にしても、「なぜ捨てるのか」と尋ねると、「他の人が捨てたからだ」と言っただけの非を他へ転嫁したがる。行政側や管理者がいくら啓蒙活動を行っても、結局のところ利用者個人の意識にかかっているのである。

七——おわりに

現在の都市住民は、総論では建設的な意見を提起するが、各論では総論を裏打ちする行動をおこし、自主的に実践することは非常にすくない。市民の森の管理についても同様である。

地域施設をめぐる種々の事例のなかで

も、施設設置を要望するときの住民運動のエネルギーは爆発的なすさまじいものがあるが、いったんものができて、実質的な地道な管理・運営に至ると、当初のエネルギーはまるで消失してしまい、一部の献身的な者だけが犠牲的な精神にむちをうち、行っているのが実情である。そのうちさらに時間が経過すると、最後には行政が設置したのだから、管理はすべて行政が行うべきであると、総論で述べていることと裏腹な帰結をしていることは常々ある。これでは、誰のための地域施設なのかわからなくなってしまう。

すべてを住民が行えというのではない。ただ地域に根ざし、生きた施設にするためには、行政が設置するだけでは機能しない。住民側の主体性のある理念がそのなかに位置づいていない限り、理想的なものではできないわけがない。

行政側の一人よがりもあるだろうし、住民側の気の変わりやすい点もあり、一つの地域施設を運営することは生やさしいことであるとは思わないが、双方が、お互いの立場を良く理解し認識し合えば、いずれかは解決でき、地域住民に愛される施設を作りあげることが夢ではないと考える。

市民の森は、立地する位置によりその性質はさまざまであるが、市街地の中に

ある地域の森では、土地を提供し管理している人たちと、近隣に居住し、日常生活の一つの位置づけとして利用している住民との間では、近い将来において、緑を媒介とした有機的な管理組織ができると思う。また付与された条件のもとで、実現は可能であると考ええる。

従来は愛護会の自主的な運営のなかで地域協同体の育成が永い年月を経るうち

に形成できると考えていたが、今後は地域団体への行政側からの積極的な働きかけが重要なポイントであると思慮する。

緑を媒介とした、住民の間のコミュニケーション施設である市民の森は、地域施設のうちでは一番とりつきやすいし、また住民の求めている理想の一部とも密接に関連しており、今後の住民運動を進展させることのできる貴重なものであると確

信している。

現代の個人主義的で人間不信、行政不信の時代に、不特定多数の住民のために個人の貴重な財産を気持よく提供してくれている数少ない人たちの善意を理解してくれない市民はいないと思う。いずれかは、この人たちのおおらかな精神が伝わり、個々の人たちの協力が集積され、住民が果たさなければならぬ役割を全

体に広めることができるものと確信し、市民の森の永続性を願望する。

〈九鬼〓緑政局農政部緑政課緑政係／相良〓同局同部南部農政事務所農産係／大沢〓同局同部中部農政事務所農政係／本荘〓同局同部北部農政事務所農産係／小島〓同局同部西部農政事務所農産係〉

②市民の森を管理して

「上郷市民の森」の管理体験から

森不二夫

一 はじめに

横浜市に「市民の森」の制度ができてから七年になるうとしていますが、上郷市民の森は、隣りの飯島市民の森と並んで、昭和四十七年にできた最も古い森です。

その当時は、全国でも九州の福岡市に似たようなものがあつたと聞いている程

度で、土地賃貸契約によらない方式は、横浜が初めてではなかったかと記憶しています。そのような状況でしたから、市

から「市民の森を造るので、契約されてはどうか」と話しがあつたときも、どうせ遊んでいる土地だからと他の地主さんとも相談の結果、何の不安もなく契約したわけです。

いま思えば、契約をして良かったと思

うことの方が多く、今後ますます市民の森がふえて、多くの市民の方々に来てもらい、楽しんでもらえることを願っています。何ぶん不特定の人たちが集まる所ですから、それに絡んだ問題も数多く発生しています。

以下、上郷での管理方法を紹介しながら、経験を通して感じた問題点と、これまでの市当局のご尽力には感謝しつつ、

一 はじめに

- 一 上郷市民の森の概要と特徴
- 二 愛護会と管理の現状
- 三 利用者に望むこと
- 四 今後の抱負と課題
- 五 おわりに

なお残る若干の要望、利用者への要望などについて記してみたいと思います。

二 上郷市民の森の概要と特徴

初めに、森の概要と特徴をお話ししましょう。というのは、地形や広さなどによって、管理方法にも自ずと違いがでてくるからです。